

核兵器禁止条約 第 2 回締約国会議宣言
**「核兵器の禁止を堅持し、その破滅的な結末を
回避することへのコミットメント」**

＜仮訳＞

1. われわれ、核兵器禁止条約の締約国は、核兵器の廃絶にとりくむという確固たる決意の下、核兵器が人類にもたらす根源的脅威に対処し、核兵器の禁止と完全廃絶に向けたコミットメントを堅持するため、第 2 回締約国会議に集まった。われわれは、核兵器廃絶を目指す署名国、締約国、オブザーバー国、その他のオブザーバー、市民社会代表、科学界、そして核兵器の使用と実験の被ばく者の参加を歓迎する。
2. われわれは、2022 年 6 月 21 日から 23 日までウィーンで開催された第 1 回締約国会議の成功を祝し、その宣言と成果、決定を歓迎する。
3. われわれは、ウィーン行動計画における広範な行動において、締約国が達成した進展を歓迎する。また、非公式作業部会の共同議長、ファシリテーター、フォーカル・ポイントの有能なスチュワードシップを評価する。
4. また、第 1 回締約国会議以降、条約の普遍化に向けた進展もつづいている。われわれは、バハマ、バルバドス、ブルキナファソ、ジブチ、赤道ギニア、ハイチ、シエラレオネによる署名、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、マラウイの批准、そしてスリランカの加盟を歓迎する。
5. この条約は現在、93 の署名国と 69 の締約国を擁する強固なものである。われわれはまだ署名していないすべての国に対し、遅滞なく署名し、批准または加盟するよう、あらためて要請する。われわれは、条約の普遍化を優先事項のひとつとして追求しつづける。
6. 核兵器の影響に関する証拠に基づき政策立案をするプロセスは、核兵器禁止条約創設の土台であり、核兵器廃絶に関するすべての決定と行動の中心でなければならない。科学諮問委員会の設立と進められている活動は、最新の科学的・技術的知見やアドバイスを考慮することを可能にし、条約の効果的な実施を強化し、締約国の審議や決定に役立っている。科学諮問グループは、多国間条約の下で核軍縮の推進のために設立された初の国際科学機関である。認識を高め、条約の普遍化を促進するための、より広範な科学界とのネットワー

クの構築と維持にも役立っている。

7. 核兵器禁止条約は、国際赤十字など幅広い利害関係者の積極的な関与から、引きつづき利益を得ている。核兵器禁止条約は、国際赤十字・赤新月社運動、核兵器廃絶国際キャンペーン、その他の関連する国際機関や地域機関、非政府組織（NGO）、学術界、個人、宗教指導者、核兵器の被害者や核兵器の影響を受けた地域社会など、幅広い利害関係者が参加している。核軍縮には、女性と男性の平等で完全かつ効果的な参加が不可欠であることを再確認する。

8. 核のリスクは、核兵器の質的近代化と量的増大の進行と相まって、特に、軍事態勢や軍事戦略における核兵器の重要性が引きつづき増大し、突出していることによって、悪化し、緊張が高まっている。われわれは、人類が世界的な核の破局に近づいていることを示すこの危険な状況を、黙って見ているわけにはいかない。

9. われわれは、核兵器がもたらす壊滅的な人道的影響に対する重大な懸念を再確認する。その影響は国境を越え、人間の生存と幸福に重大な影響を及ぼし、それに十分対応できない。それゆえ、生命の権利の尊重とは相容れないものである。核兵器は破滅的な破壊と、言語に絶する苦しみと死をもたらす。その使用は環境、社会経済、持続可能な開発、世界経済、食糧の安全保障、そして核兵器が女性と女兒に与える不釣り合いな影響も含めて、現在と将来の世代の健康に長期的な被害を与える。

10. 核兵器がもたらす壊滅的な人道的影響とリスクは、核軍縮が道徳的・倫理的にも重要であること、核兵器のない世界を実現し、維持することの緊急性を示している。そのために、この条約はつくられ、その実行を導く原動力となった。核兵器がもたらす人的被害と命と環境を守る必要性を強調するこの考えは、核軍縮政策の中心に据えられなければならない。

11. 過去の核兵器の使用と実験は、核兵器の制御不能な破壊能力と無差別性によって引き起こされる人道的・環境的影響と現在もつづく後遺を、明確に示している。われわれは TPNW の積極的義務も含めて、核兵器の使用と実験の被害にとりくむことへの支持を再確認する。

12. 新たな科学的研究により、核兵器の人道的影響とそれに伴うリスクが、多面的かつ連鎖的であることが明らかになった。この科学的証拠は、さらに広められるべきである。まだその全容が解明されていない影響に関する科学的知見も含めて、さらに広められるべきである。国際レベルでの緊急の政策が必要

である。

13. 核兵器が存在しつづけ、軍縮に意味のある進展がないことは、すべての国家の安全を損ない、国際的緊張を悪化させ、核による惨害のリスクを高め、人類の存亡にかかわる脅威となる。核兵器の使用に対する唯一の保証は、核兵器の完全な廃絶であり、核兵器が二度と開発されないという法的拘束力のある保証である。

14. われわれは、核兵器の使用威嚇や、ますます激しくなる核のレトリックを、引きつづき深く憂慮し、断固として非難する。われわれは、核兵器のいかなる使用や威嚇も 国連憲章を含む国際法の違反であり、さらに、核兵器のいかなる使用も国際人道法に反することを強調する。このような威嚇は、軍縮・不拡散体制と国際の平和と安全を損なうものでしかない。われわれは、核の威嚇に対して、それが明示的であれ暗黙的であれ、いかなる状況下であろうと、明確に非難する。

15. われわれは、核のレトリックを正当化する試みと、核兵器に関するいわゆる「責任ある行動」の概念を拒否する。大量破壊の脅威は、人類全体の正当な安全保障の利益に反するものである。これは、安全保障に対する危険で誤った、容認できないアプローチである。核の脅威は容認されるべきではない。

16. われわれは、核兵器の使用や威嚇は許されないという明確な認識が広がっていることを歓迎する。しかし、G20 参加国によって合意されたような宣言は、単なる声明にとどまらず、意味のある具体的な行動をもたらすものでなければならぬ。

17. 平和と安全を守るところか、核兵器は政策の道具として使われ、強制、威嚇、緊張の高まりに結びついている。核抑止を正当な安全保障ドクトリンとして主張し、正当化しようとする新たな主張は、核兵器の価値に誤った信憑性を与え、水平的・垂直的な核拡散の危険を高めている。

18. われわれは、軍事・安全保障の概念、ドクトリン、政策において、核兵器への依存が高まっていることを遺憾に思う。現在、拡大核抑止に安全保障を依存している国や核駐留の取り決めをしている国は、われわれが前回会ったときよりも増えている。核軍縮・不拡散体制が損なわれる傾向にあることに懸念している。われわれは、核兵器が非核国の領土に配備されることを憂慮している。TPNW は、核兵器の譲渡を受けること、核兵器を管理すること、核兵器の駐留、設置、配備を許可することを明確に禁じている。われわれは、このよう

な核の取り決めを持つすべての国に対し、取り決めを終止符を打ち、TPNW に参加するよう強く求める。

19. 軍事・安全保障の概念、ドクトリン、政策において核抑止力が永続し、実行されていることは、核不拡散に違反し、矛盾しているだけでなく、核軍縮に向けた前進を妨げている。

20. これは安全保障上の問題だけではない。人間の基本的なニーズが満たされていない世界において、核兵器の近代化と拡大に多額の資金を投入することは、人間の真の幸福のための持続可能な開発、軍縮、教育、外交、環境保護、そして健康への投資を犠牲にする、非生産的で弁解の余地のない行為である。

21. 国連事務総長が最近発表した「平和のための新たなアジェンダ」において言及したように、核兵器が人類にもたらす存亡の危機は、われわれを核兵器の完全廃絶の実現に突き動かしている。われわれ TPNW 締約国は、この呼びかけに応え、緊急かつ完全で、検証可能かつ不可逆的な核軍縮を最優先課題とすることを改めて表明する。

22. このますます厳しくなる国際安全保障環境は、TPNW の重要性と妥当性をさらに際立たせている。われわれは、核兵器を違法化し、汚名を着せ、完全に廃絶するために、これまで以上に決意を固めている。

23. われわれは、軍縮・不拡散体制の要である核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、非核兵器地帯の条約など、他の補完的な条約を含め、軍縮・不拡散体制全体を前進させ、強化するために役割を果たしている。

24. 従って、NPT の 2 回の再検討プロセスが、核軍縮を確実に進展させるために必要な緊急措置に合意できなかったこと、あるいは合意された一連の措置の実行に至らなかったことを懸念する。TPNW の第 1 回締約国会議以降の期間、核兵器国のいずれも、NPT 第 6 条に従った進展を遂げていない。核兵器廃絶を達成するという明確な約束に沿った進展もなかった。それどころか、核兵器の増強、質的拡大の積極的な追求、さらには透明性の低下を目の当たりにしている。これは紛れもなく核兵器廃絶に向けた真剣かつ誠実な交渉をおこなうという、NPT 第 6 条の法的拘束力のある義務や、NPT 再検討会議において合意され、再確認された核兵器の完全廃絶を達成するための明確な約束を果たしていないことを意味する。

25. われわれ TPNW 締約国は、NPT に完全にコミットしている国として、TPNW

と NPT の相互補完性を再確認する。われわれは、NPT の下での義務を履行し、責任、約束、合意を遵守しつづける。われわれは、核兵器の包括的な法的禁止を発効させることにより、NPT 第 6 条の履行を前進させたことを喜ばしく思う。

26. さらに、われわれは、核兵器の壊滅的な人道的影響への懸念に関する 2010 年 NPT 再検討会議の諸規定や、放射能汚染の影響を受けた地域の環境回復へのとりくみに関する諸規定を引きつづき推進する。

27. われわれは、TPNW のいかなる内容も、原子力の平和利用に関する研究、生産、利用を差別なくおこなうという締約国の不可侵の権利に影響を与えるものと解釈されるものではないことを、改めて強調する。

28. すべての国が CTBT の署名と批准に向けた決定的な措置を取りつづけることが極めて重要である。CTBT の発効に向けた進展は強化されるべきであり、そのためのあらゆる努力を引きつづき支持するというわれわれのコミットメントを改めて表明する。われわれは、附属書 II 国による現在および将来のとりくみの遅れ、前提条件やその他の条件付けが、CTBT 発効を遠い目標としていることを懸念する。われわれは、CTBT に署名または批准していない、あるいは署名はしているが批准していないすべての国、特に CTBT の発効に批准が必要な国に対し、遅滞なく署名し、批准するよう求める。われわれは、すべての国に対し、核実験に反対する世界的な規範を引きつづき堅持し、核実験という恐ろしい遺産を歴史にとどめるよう求める。

29. 非核兵器地帯が核軍縮、核不拡散、国際平和と安全保障の強化に多大な貢献をすることを認識し、われわれは、非核兵器地帯を設置する条約の締約国のうち、まだ TPNW に参加していない国に対し、非核地帯条約と TPNW が共有する基盤を認識し、相互に協力を強化するため、遅滞なく TPNW に参加するよう求める。われわれはまた、特に、既存の条約及び関連議定書の批准、既存のすべての非核兵器地帯をひきつづき強化すること、また、中東を含む、現在、非核兵器地帯が存在しない地域にそのような地帯を創設することの重要性を認識する。

30. TPNW 締約国として、われわれは、これらの補完的な条約の普遍化と完全履行を継続的に発展させ、後退を防ぐことの重要性を強調する。TPNW に留保する国や補完的な条約に携わる他の利害関係者との開かれた議論を通じて、この活動をつづける。

31. われわれは、TPNW の義務に抵触しない限り、以前に加入した条約から生じる義務の履行を完了する際、TPNW とその目的・趣旨に対するわれわれのコミットメントが影響を受けないことを明確に確認する。われわれは、この条約の目的と目標を効果的に実施するために必要なあらゆる措置をとり、この条約とその目的と目標との一貫性を確保するために、われわれの国際的および2国間の義務を引きつづき見直す。われわれは、すべての非締約国に対し、この条約の目的および趣旨の履行に悪影響を及ぼし得るいかなる活動も慎むよう求める。

32. また、われわれは、国際社会が、核の領域における科学技術の新たな進展に対応しなければならないと考えている。

33. 多様な利害関係者の有益な役割を認識し、包括的なアプローチを通じて、国際機関、国会議員、市民社会、科学者、核兵器の影響を受けた地域社会、核兵器の被害者、金融機関、そして青年と協力しつづけることを誓約する。

34. 信頼の欠如を特徴とする国際情勢に鑑み、われわれは、国際社会のすべてのメンバー間の信頼を醸成する必要性を再確認する。そのためわれわれは、核兵器のない世界を達成し、維持するための共同の行動において、すべての国々と協力する意思があることを明確に表明する。

35. われわれ TPNW 締約国は、核リスクの増大と核抑止力の危険な永続化を傍観するものではない。われわれは断固として TPNW の普遍化と効果的な履行、ウィーン行動計画の実行にとりくむ。われわれは、現在および将来の世代のために、核兵器のない世界を実現するために、不断の努力を惜しまない。われわれは、いかなる状況下においても、核兵器の使用、実験、威嚇が再び繰り返されることのないようにすることを約束し、核兵器が完全に廃絶されるまで、たゆまぬ努力をすることを誓約する。

原水爆禁止日本協議会